

設計違算による入札の取止めについて

令和 7 年 6 月 26 日

本市が執行した建設工事の入札において、設計違算が確認されたため、次のとおり入札の取止めの手続きを行いました。

関係者の皆様に多大なご迷惑をおかけしたことを深くお詫び申し上げますとともに、再発防止に努めてまいります。

1. 対象案件

(1) 事後審査型一般競争入札

公告日 令和 7 年 5 月 28 日

開札日 令和 7 年 6 月 10 日

工事名 市道G第 2 号線配水管受託工事

2. 誤りの内容

設計違算（諸経費の違算）により、入札結果に影響が生じる状況となってしまったもの。

3. 経緯

対象案件の開札後（令和 7 年 6 月 11 日午後）に、担当職員が改めて設計書類を確認したところ、設計違算が確認されました。

4. 対応

設計違算により、適正な入札執行が確保できていなかったものと判断し、落札候補者に状況を説明のうえ、入札の取止め（落札候補者の取消し）の手続きを行いました。

当該工事につきましては、改めて入札を実施する予定です。

5. 再発防止策

設計業務に係る現在の担当者、補助者、管理職の複数職員によるチェック体制の更なる強化や入札関係書類の作成方法及びチェック方法の見直しにより、再発防止に努めてまいります。

本件に対するお問い合わせ先

狭山市役所上下水道部水道施設課

電話 04-2968-6496 E-mail suisiset@city.sayama.lg.jp